

【NEWS RELEASE】

2018年5月10日

各 位

株式会社三井住友銀行

外貨建平準払終身保険「円びた終身US」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取 CEO：高島 誠）は、5月14日より、外貨建平準払終身保険「円びた終身US」（引受保険会社：プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社）の取扱を開始します。

本商品は、万一の死亡保障が米ドル建てで一生継続、外貨建平準払終身保険です。米ドル建てとすることで、円建ての商品と比較し、相対的に大きな死亡保障・介護保障を一生確保することが可能です。保険料の払い込みは一定額の円で行えるため、生前贈与資金を原資とした納税資金対策や、遺産分割対策を準備したいお客さまにもお応えできる商品です。

三井住友銀行は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んでまいります。

以 上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、商品のパンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款等の資料をご覧ください。

< 外貨建平準払終身保険「円ぴた終身US」商品概要 >

項目	内容
指定通貨	米ドル
保険期間	終身
契約年齢範囲 (被保険者)	円ぴた終身US : 0歳~70歳 円ぴた終身US (介護プラン) : 6歳~70歳
保険料払込方法	月払・半年払・年払
保険料払込期間	10年・15年
保険料払込方法	初回 : 振込 次回 : 口座振替扱 クレジットカード扱 (月払・1件あたり5万円まで)
最低保険料円払込額	月払 : 3,000円 半年払 : 18,000円 年払 : 36,000円
最低基本保険金額	2万米ドル
最高基本保険金額	円ぴた終身US : 466万6,666.66米ドル* 円ぴた終身US (介護プラン) : 33万3,333.33米ドル*
付加できる主な特約	円換算支払特約/リビング・ニーズ特約/指定代理請求特約/保険金等の支払方法の選択に関する特約/介護前払特約 (円ぴた終身USのみ) /介護年金移行特約 (円ぴた終身USのみ) /介護保険年金支払特約 (円ぴた終身US < 介護プラン > のみ)

*契約年齢によって異なります。また、ご契約時の為替レートによって、別途制限されることがあります。

<p>諸費用</p>	<p>ご契約にかかる費用について</p> <p>この商品でご負担いただく費用の合計額は、「保険料および積立金から控除される費用」および各種お取扱、お受取の際にご負担いただく費用となります。</p> <p>< 保険料および積立金から控除される費用 ></p> <p>お払い込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持に係る費用等にあてられ、それらを除いた金額が積立金で運用されます。また積立金から死亡保障に係る費用等が控除されます。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。</p> <p>< 保険料円払込額を米ドル建ての保険料に換算するとき、その他の保険料等を円でお払い込みいただく場合の費用 ></p> <p>保険料円払込額を米ドル建ての保険料に換算するとき、およびその他の保険料等を円でお払い込みいただく場合の為替レートと仲値 (TTM) との差額は、為替手数料として通貨交換時のご負担となります (P G F 生命所定の為替レート 2018 年 5 月現在 : 指定銀行の TTM + 50 銭)</p> <p>< 保険金等を円でお受け取りいただく場合、円建ての介護年金を受け取る場合の費用 ></p> <p>「円換算支払特約」を付加して保険金等を円でお受け取りいただく場合、「介護保険年金支払特約」または「介護年金移行特約」を付加して円建ての介護年金を受け取る場合の為替レートと仲値 (TTM) との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます (P G F 生命所定の為替レート 2018 年 5 月現在 : 指定銀行の TTM - 1 銭)。</p> <p>< 保険金等を米ドルでお受け取りいただく場合の費用 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取扱金融機関により諸手数料 (リフティングチャージ等) が必要な場合があります (金融機関ごとに諸手数料が異なるため、一律に記載することができません。くわしくは取扱金融機関にご確認ください) ・米ドルでのお受取にかかる手数料 (P G F 生命からご契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料) をお受取額より差し引くことがあります (受取時に P G F 生命にご確認ください)
------------	---

	<p>< 保険金・解約返戻金を年金でお受け取りいただく場合の費用 > 年金開始日以後、受取年金額に対して 1.0% (2018 年 5 月現在) を 年金受取日に年金原資より控除します。</p>
<p>この保険のリスクに ついて</p>	<p>為替リスクについて 為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといいます。 この保険は米ドル建てであるため、為替相場の変動による影響を 受け損失が生じるおそれがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎回の保険料のお払い込みについて、保険料円払込額を米ドルに 換算した保険料は、為替相場の変動の影響を受けます。 ・受取時の為替相場で円に換算した保険金額等がご契約時の為替 相場で円に換算した保険金額等を下回ることや、円でお払い込み いただいた保険料円払込額の総額を下回ることがあり、損失が 生じるおそれがあります。 <p>円で保険金・年金・解約返戻金等をお受け取りになる場合(円換 算支払特約・介護保険年金支払特約・介護年金移行特約) お受 け取りになる金額は P G F 生命所定の為替レートの変動に応じて、 増減します。</p> <p>自動振替貸付(追加保険料の振替貸付を含みます)をご利用の際、 P G F 生命が貸し付ける保険料は米ドル建ての金額となります。 貸付元利金を円換算しご返済される場合、その返済額は、P G F 生命所定の為替レートの変動の影響を受けるため損失が生じるお それがあります。</p> <p>ご契約を復活する際にお払い込みいただく延滞保険料は、保険料 のお払い込みがなかった期月の米ドル建ての保険料の合計額と なります。延滞保険料を円でお払い込みいただく場合、その金額は、 P G F 生命所定の為替レートの変動の影響を受けるため保険料 円払込額に保険料のお払い込みがなかった回数に乗じた金額を 上回る場合があります。</p> <p>この保険にかかる為替リスクは保険契約者および受取人が 負います。</p> <p>為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分が差し 引かれるため、お受け取りになる円換算の金額がお払い込みにな った保険料円払込額の総額を下回る場合があります。</p>

解約と解約返戻金について

- ・ お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって、解約されますと、解約返戻金額は米ドル建ての保険料総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- ・ 解約返戻金は、保険種類、契約年齢（被保険者）、性別、経過年数等によっても異なりますが、特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

<解約（減額*1）の際にご負担いただく費用>

契約日から 10 年未満かつ保険料払込期間中に解約（減額*1）された場合、解約日（減額日）の積立金額から、経過年数に応じた所定の金額（解約控除*2）を控除した金額が解約返戻金額となります。

*1 基本保険金額の自動減額は対象外です。

*2 解約控除の金額は契約年齢（被保険者）・性別・保険料払込期間・保険料払込方法（回数）・保険金額・申込前月 26 日の P G F 生命所定の為替レート等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。

< 生命保険全般に関する留意点 >

ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。

一部の商品については、ご契約時の契約時費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用等がかかりますが、商品やご選択いただく特別勘定、年金の受取方法等により異なりますので表示することができません。また、一定期間内に解約された場合、解約控除がなされる場合があります。お客さまにご負担いただく手数料等はこれらを足し合わせた金額となります。

外貨建ての保険商品のご購入または年金や死亡給付金、死亡保険金等のお受取にあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料等が上記の各種手数料等とは別にかかります。為替手数料等は通貨および金融機関等によって取扱が異なりますので表示することができません。くわしくは、各金融機関の窓口でご確認ください。

当行による元本および利回りの保証はありません。

一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約返戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。

外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約返戻金等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。

保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。

このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。

保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。

引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約返戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。

保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。

当行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。

法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

保険会社による保険金や給付金等のお支払について、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。

保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。

くわしくは各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等をご確認ください。